

農業農村整備関係工事における現場環境改善費の積算要領

1 対象となる現場環境改善費

別表のとおり。

2 積算方法

ア 算出方法は以下のとおりとする

算出式

$$K = i \times P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

対象額：P _i		現場環境改善費率：i (%)
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = \underline{203.6} \cdot P_i \text{ } \overline{-0.3077}$
	5億円を超える場合	<u>0.43</u>

イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。その場合は「物価資料」又は見積り等を参考に適切に計上するものとする。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

別 表

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等） 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献

3 特記仕様書等への記載について

（特記仕様書記載例）

第〇条 現場環境改善対象

- 1 本工事は、現場環境改善に取り組む対象工事である。
- 2 現場環境改善実施の有無は、受発注者間の協議により決定する。受注者は、施工計画書提出時に「現場環境改善」実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定し、書面にて監督員に報告すること。
- 3 現場環境改善を実施する場合は、大分県「現場環境改善 取扱要領」（案）によること。

※「大分県『現場環境改善 取扱要領』（案）」は、大分県ホームページ内

（<http://www.pref.oita.jp/soshiki/15040/genbakankyokaizen.html>）に掲載している。